

安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」「かまってしまう」「かまわなくてほしくない」と訪問を断る方もいらっしゃいます。

民生委員・児童委員には法による**守秘義務**があります。相談内容が他の人に伝わることはありません。

安心して相談してください。



**ご近所の気になることも
ご相談ください**

あなた自身のことだけでなく、ご近所で「毎晩、怒鳴り声と子どもの泣き声がするけど虐待かしら?」「○○さん、姿を見かけないけど大丈夫かしら?」と感じたら、民生委員・児童委員に相談してください。

あなたが民生委員・児童委員に連絡していただくことで、早期の対応が可能となります。



ご自分のこと、ご近所のこと、何か困ったことがあれば、民生委員・児童委員にご相談ください。



このまちとともに
次の**100**年へ



民生委員・児童委員は、さまざまな活動を通じて、あなたのまちの安心を支えています。

民生委員制度は、平成29年に100周年を迎えます。



あなたのまちの
民生委員・児童委員、
主任児童委員は

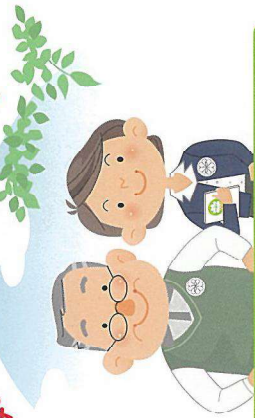


わたくし

です。

年 月 日

**気軽に
お声かけください**



連絡先

民生委員制度は、
大正6年に岡山県で創設された
「済世顧問制度」に始まり、平成29年に
制度創設100周年を迎えます

民生委員・児童委員は

**住民の立場にたって
まちの福祉を担う
ボランティアです**



民生委員・児童委員は、法律により**厚生労働大臣**から委嘱された**無報酬のボランティア**です。
全国共通の制度として、全国どここのまちでも活動しています(全国に約23万人)。

こんな活動をしています

民生委員・児童委員は、担当する地域に暮らす**身近な相談相手**として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そしてその課題が解決でききよう、必要な支援への**「つなぎ役」**になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。
子どもや子育てに関する支援を専門に担当する**民生委員(主任児童委員)**も活動しています。

こんな悩みありませんか？

生活の不安

- ひとり暮らしでさみしい
- 高齢者二人で、何かあった時に不安
- 災害が起こった時、避難を助けてほしい

お金のこと

- 生活費がない
- 子どもの進学費がない
- 定年退職後の生活費が不安

福祉サービスのこと

- 困っているけど、どこに相談していいかわからない...
- 障がい者手帳を申請したいのですが...
- 配食サービスを使いたいのですが...

なつりで悩まずに相談してください



民生委員・児童委員は、あなたの必要な支援に つなぎ、ネットワークで あなたを支えます!!

ご近所で気になることありませんか？

ご近所のこと

- 最近、〇〇さんの姿を見かけない
- 〇〇さんの家に何日分も新聞がたまっている
- 〇〇さんが送りつけ商法の被害にあっているみたい

虐待かも...

- 〇〇さんの家の怒鳴り声と子どもの泣き声がすごい...
- 〇〇さんの子どもが何日も服を変えていない...
- 〇〇さんの年金が同居の親族に使い込まれているみたい

子育てのこと

- 子育てのことで相談できる人がいない...
- 子育てがうまくいかなくて不安...
- 子どもをたたいてしまいたい
- 子どもが学校に行かなくなった...

介護のこと

- 介護ばかりで自分の時間がない...
- 介護保険はどうやって使うの？
- おじいちゃんのために住宅を改修したいけどお金がありません...

民生委員・児童委員 Q & A

- Q** 民生委員・児童委員ってどういう人なの？
- A** 民生委員・児童委員を簡単に言うと、「福祉のことを知っている近所の人」です。専門的な技能や資格を持っているわけではなく、相談内容に応じて、必要な支援を受けられる専門機関などにつなぎ、課題が解決するように寄り添います。そのため行政や社協、学校などさまざまな機関と連携しています。
- Q** 誰がなっているの？
- A** 民生委員法に民生委員になることができ、市町村ごとに設置される推薦会において、地域住民の中で、社会福祉に熱意のある人が選ばれます。
- Q** このまちの民生委員・児童委員が誰か分からないのですが...
- A** このリーフレットの最終ページに書いてある「連絡先」にご連絡いただくか、お住まいの市区町村の福祉担当課にお問い合わせください。お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員をお伝えします。
- Q** 相談内容は誰にも知られたくないんだけど...
- A** 民生委員法に守秘義務が定められていますが、同意いただけないことを他の人に漏らすことはありません。

